市政情報

募集 介護保険等運営協議会委員

や地域包括支援センターの運営 |気高齢課・含②2270 介護保険事業計画の策定

任期 対象 などに関心のある40歳以上の方 ※今年度の会議は6回程度。 7月~令和5年3月 市内に在住で、 介護保険

定員

申込 所元気高齢課 号と『高齢者福祉に関する意見 〔〒326─8601足利市役 (本庁舎1階)へ持参または郵送 (800字程度)を書いて、 5月26日火(必着)までに 氏名、生年月日、 電話番 同課

選考結果を通知します。

※書類選考を行い、

応募者には

築 • 景 観 賞 ൱ 候 補

どを表彰します。 やまちなみ、まちづくり活動な 良好な景観を創り出す建築物 都市計画課・公迎2167 tokei@city.ashikaga.lg.jp

募集部門・対象

▽建築文化部門=市内の良好な 景観の形成に寄与している建

1

▽まちなみづくり部門=①まち や団体による活動 屋外広告物、 なみ②モニュメント、サイン、 築物(庭園などを含む 樹木など③個人

利市役所都市計画課 は郵送(〒326―8601 舎 5階)へ持参、 紙に写真を添付して同課(本庁 10日 金(消印有効)までに応募用 ※自薦・他薦を問いません。 **応募方法** 5月25日月から7月 Eメールまた 足

※入賞作品推薦者に記念品を贈呈。 後、11月に結果発表と表彰を実施 審査・表彰 市ホームページで入手可。 ※応募用紙は同課、各公民 書類審査と現地審査 館

生涯学習奨励賞の候補

※応募要綱は同事務所、

市道路

河川保全課、

同事務所ホームペ

相生町1 郵送(〒326 学習センター内)へ持参または 5枚程度を添付して同課(生涯 でに推薦書に活動が分かる写真 **推薦方法** 5月29日巤(必着)ま ている方や団体 ポーツ、学習活動などを実践し の模範となるボランティアやス 生涯学習課・☎⑷1311 10年以上にわたり、 0052市 市民

> 学習振興大会で表彰 選考を行い、10月10日出の生涯 ホームページで入手可。 選考委員会で審査

※推薦書は同課、各公民館、

※自薦・他薦を問いません。

募集 河 Ш 愛 護モニタ Ī

申込 ※手当の支給があります。 任期 川近隣に住む20歳以上の方 河川の情報を連絡 ファクスで同事務所 B 73 5 5 5 7 · FAX 73 5 5 7 1 5月18日川までに電話か 7月1日/水から2年間 日常生活の中で知り得た 渡良瀬川、 渡良瀬川河川事務所 桐生川、 矢場

ージで入手可。

不要になった学生服など

制服リサイクルバンク

含 (3) (4) (1) (1)

場所 時30分まで) 後4時(12月から2月は午後3 末年始を除く) 受付日時 ニューミヤコホテル1階 金曜日(祝日、年 /午前10時~午

市 ツ、ブラウス、スカート、 (東武足利市駅北口 ·譲る方=無料で提供できる方 柔道着、ランドセルなど 制服(中・高生)、ワイシャ 運動

的外利用を防ぐため、名前など ※クリーニング代程度の負担あり。 の申告あり)→同バンクへ来場 高校に通学している方に限る(目 ※クリーニングは不要です。 →提供品を同バンクへ持参 譲って欲しい方=市内の中学・



お詫びと訂正

本紙4月号に誤りがありました。 ご迷惑をおかけし、 申し訳あり ませんでした。

- 訂正箇所
- 4ページ中段 正しくは…子どもの夢づくり 事業(103万円)
- ●7ページ中段 正しくは…建て替える前の住 宅の床面積(m)×22,500円

10

福

設

障がいのある方の安心した日常生活をサポート

心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課 **20**202134

サービスの内容によっては障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受ける必要があります。

障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービス により負担軽減があります。

- ※難病患者の方もサービスを利用することができます。
- ※介護保険の対象者は介護保険のサービス(介護や福祉用具 の貸与)が優先されます。

障害福祉サービス

ホームヘルパーの派遣、短期入所、 就労移行支援など

- ※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。
- →上記の申請は右記相談窓口

障害者移動支援 外出の付き添いなど

日中一時支援

日中に短時間のお預かり

訪問 入 浴

事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

福祉ホーム

自宅生活が困難な方に居室を提供

社会参加促進

自動車改造費用の助成など

日常生活用具の給付

日常生活に必要な生活用具の給付 (ストーマ装具、紙おむつを含む)

補装具費の支給 (購入・貸与・修理)

身体の機能障がいを補うために必 要な補装具費の支給

- ※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢な どによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。
- →上記の申請は同課 障がい支援担当・☎202134

相談窓口

▶障がい児者全般

足利市障がい者基幹相談支援センター (足利市総合福祉センター内・東砂原後町)

23(44)0307

毎週月曜日の午前9時30分~正午は、 障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番) でも相談を行っています。

▶精神障がい者

地域活動支援センター・あしかが (青木病院内・本城一丁目) 登(4) 2643 地域活動支援センター・ハートランド (前沢病院内・福居町) 2000811

▶就業相談

両毛圏域障害者就業・生活支援センター (安足健康福祉センター内・真砂町)☆(4)2268

— 相 談 内 容 —

- *仕事や人間関係などに関する相談や
- *医療・保健・福祉などの専門機関と の連携や紹介など
- *就業に関する相談や 助言、職業準備訓練 のあっせんなど



各 種 手 当

特別障害者手当

20歳以上で常に特別な介護を必 要とする在宅の重度心身障がい者

障害児福祉手当

20歳未満で常に介護を必要とす る在宅の重度心身障がい児

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育 している方

※内部疾患・精神障がいの方も該当 する場合があります。

減 免・割 引

有料道路通行料金の割引

障がい者本人が運転か、障がい者 を乗せて**介護者**が運転する場合

NHK受信料の免除

半額免除=視覚、聴覚または重度 の心身障がい者が契約者で世帯主 の場合

全額免除=身体障害者手帳、療育 手帳、精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方がいる世帯で、世帯全 員が市民税非課税の場合

▶上記の申請は同課障がい福祉担当・☎202169

\mathcal{O} 他

意 思 疎 通 支 援

聴覚障がい者のために手話 通訳者や要約筆記者を派遣

→ 社会福祉協議会

FAX 44 0 5 2 9

点訳・音訳あしかがみ

視覚障がい者のために点訳 版・音訳版の広報紙を郵送

➡ 視覚障害者福祉ホーム **23**(41)2200

※障がい福祉課窓口にもあ ります。